

主の名を賜ふ云々」と。

例 祭 日 九月十五日
會計法適用 明治四十二年二月十九日
指定年月日 告示第五十五號

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月三十一日
指定年月日 縣令第五十六號
氏子 戶數 百六戸
崇敬者員數

○新潟縣越後國刈羽郡枇杷島村字劍野

縣社 三島神社

祭神 大山祇命

相殿 大日本根子彦太瓊命 吉備津彦命

大日本根子彦太瓊命は孝靈天皇の御諱吉備津彦命は同天皇皇子にして、崇神天皇の御宇、四道將軍の一として備國を平定したまひき、古事記には大吉備津彦命と、若日子建吉備津彦命二柱とあり、本社は聖武天皇天平十三年伊豫國越智郡三島神社(今國幣中社)を遷し祀りしものなりといふ(社記)、醍醐天皇延喜の制小社に列し、三島郡六座の一なり、今の刈羽郡は當時の三島郡の地なり、國郡沿革考に、三島郡足利氏の時改めて刈羽郡となすと、古來神寶鳴丸劍を藏す、鳥羽天皇保安四年賊之を盜みて、十町許へだてたる延命池に投ず、三年を経て、鴨あり翔り來て水底に潜みて、寶劍を取り、近傍の山頂におきて翔り去るといひ傳ふ(社記)、其劍今尚

在り、後村上天皇正平元年六月十日御卜に、當社の神事を穢せる祟あるを以て、使を遣はして社司に中稜を科す(宮主秘事口傳)、後花園天皇寶徳年間雷火にあひ、社殿燒失し、其後數、盛衰あり、後陽成天皇文祿四年上杉景勝兜を奉納し、慶長三年堀秀治神領として地三反歩を寄進す、後水尾天皇元和八年領主松平伊豫守社領四反歩を寄す、東山天皇元祿年中再び火災に罹り同六年領主稻葉丹後守正通社殿を營み、高三十石を寄進す(越後名寄、温古の棗、社記)、明治六年九月縣社兼郷社に列す、境内千三百十八坪(官有地第一種)、社殿は本殿、幣殿、拜殿を備へ、社域一條の賽路南より通じ、兩側に並木あり、社背に一小丘を有し、近傍老樹鬱蒼、藤樹最も多し、因に記す、三島の郡名も此神社より出づ、今村内に太鼓面、油田、千兒等の名あるは、皆古の社領にして社殿等も數多ありしといふ。(稻崎領風土記)

境内神社 御靈社 若宮 藤本稻荷社

例 祭 日 四月十六日
會計法適用 明治四十二年二月十九日
指定年月日 告示第五十五號

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月三十一日
指定年月日 縣令第五十九號
氏子 戶數 四十戸
崇敬者員數

○新潟縣越後國中頸城郡春日村大字居多
縣社 居多神社